

青色申告特別控除の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について一定の見直しが行われる。

2.内容

①事業所得又は事業的規模の不動産所得で、かつ、取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記録している場合

・その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までに電子申告で行う場合、控除額を65万円とする。

・上記に加え、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している場合、控除額を75万円とする。

②①以外(例:取引を簡易な簿記の方法(簡易簿記)に従って記録している場合)

・事業所得又は事業的規模の不動産所得で、かつ、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合、10万円の青色申告特別控除の対象者から除かれる。

3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年分以後の個人住民税について適用される。

1. 改正の趣旨・背景

青色申告控除制度は、昭和47年に、青色申告の一層の普及を図るために創設され、平成4年度改正では、青色申告特別控除制度が創設された。

その後、2018(平成30)年度改正では、電子申告の推奨及び給与所得控除・公的年金等控除・青色申告特別控除から基礎控除への控除額の振替えに連動し、控除額が55万円に減額されたものの、電子申告等要件(※)を満たす場合には65万円控除を維持できることとなった。

今年度改正では、複式簿記による記帳の普及・一般化、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から見直しが図られる。

(※)電子申告等要件:次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿書類について、コンピュータを使用し、サーバ・DVD・CD等の備付け及び保存を行っていること。

(注)「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の定める方法によること。

- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その法定申告期限までにe-Taxを使用して行うこと。

2. 改正の内容

(1)改正の内容

①事業所得又は事業的規模の不動産所得(※1)で、かつ、取引を正規の簿記の原則に従って記録している(※2)場合

条件	控除額	
	改正前	改正後
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行う場合	65万円	65万円 (改正なし)
上記に加え、以下の要件を満たす場合 その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次のいずれかに該当する場合に限る)(※3) イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件(※4)を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合(優良な電子帳簿) □ 請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件(※5)を満たして送受信・保存を行う場合(請求書データ等との自動連携)(※6)	65万円	75万円
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合	55万円	10万円

※1 不動産の貸付けが事業かどうかは実質判断によるが、建物の貸付けについては、次のイ又はロに該当すれば、原則として事業として取り扱われる。
イ 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。

ロ 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

※2 取引を正規の簿記の原則に従って記録しているとは、その事業について仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など)を備え、その帳簿に不動産所得又は事業所得に係る一切の取引の内容を正規の簿記の原則に従って、整然と、かつ、明瞭に記録している場合をいう。

※3 あらかじめ届出書の提出が必要

2. 改正の内容

- ※4 一定の要件とは、以下の要件をいう。
- ①システムの説明書やディスプレイ、プリンタ等を備え付けていること。
 - ②税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること。
 - ③訂正・削除・追加の履歴が残ること。
 - ④帳簿の相互関連性があること。
 - ⑤取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること。

- ※5 一定の要件とは、以下の送受信・保存の要件をいう。

	送受信・保存の要件
イ 電子取引データの改ざん防止要件	①データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
ロ 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと)【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

出典: 国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0025003-097_01.pdf)

- ※6 国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用する必要がある。

②①以外(例:取引を簡易な簿記の方法(簡易簿記)に従って記録している(※7)場合)

条件	控除額	
	改正前	改正後
事業所得又は事業的規模の不動産所得(※1)で、かつ、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合(※8) 又は 事業的規模以外の不動産所得若しくは山林所得を有する場合	10万円	10万円 (改正なし)
事業所得又は事業的規模の不動産所得(※1)で、かつ、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合	10万円	0万円

※7 標準的な簡易帳簿は、①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳の5種類

※8 事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下

2. 改正の内容

(2) 影響

今回の改正により、以下の場合、増税となる。

- ①改正前控除額55万円の個人が、所得税申告書等の書面提出を継続する場合、控除額が10万円となり、増税となる。
- ②事業所得又は事業的規模の不動産所得で、かつ、前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える個人が、簡易簿記により記帳し続ける場合、控除額が0円となり、増税となる。

(3) 対応策

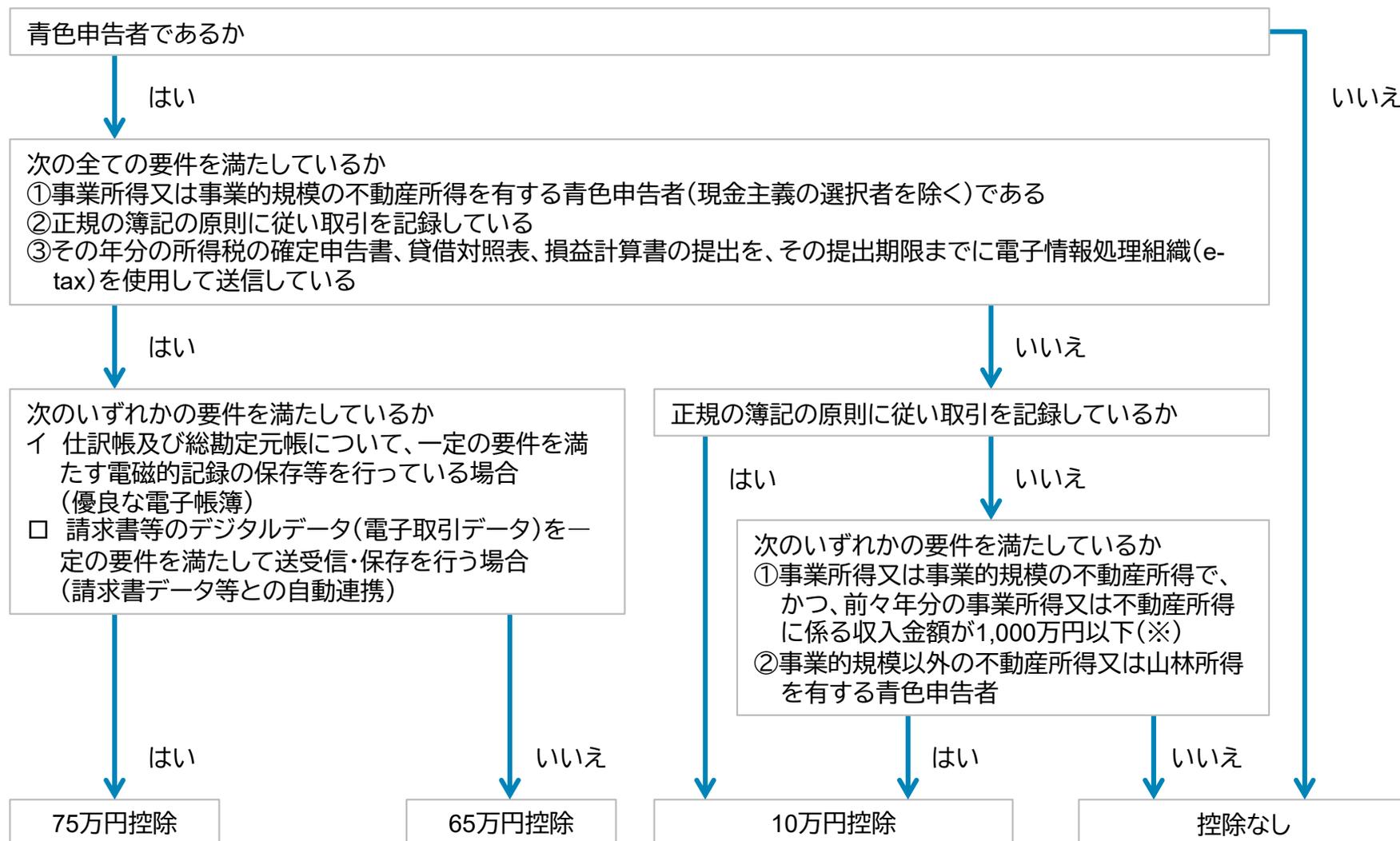
上記(2)の影響を回避する場合、以下の施策を実行することが求められる。

- (2)①に該当する個人は、e-Taxを利用した電子申告を行うことで控除額が65万円となる。
- (2)②に該当する個人は、正規の簿記の原則により記帳を行うことで控除額が最低10万円となる。

2. 改正の内容

(4) 参考

改正後青色申告特別控除額判定フローチャート



※ 事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下

(所得税: 青色申告特別控除の見直し)